

提出書類一覧表（別居申請用）

※該当する書類（各欄のa～cのいずれか）を提出

申請事由	① 別居申請書	② 学生証（写）又は 在学証明書	③ 別居先の住所証明書類			④ 仕送り証明書類 注1	
			a	b	c	a	b
			住民票 続柄・世帯 全員分が記載さ れた直近3ヶ月 以内のもの	賃貸契約書（写）	入寮（園） 証明書	銀行 振込 通知書 または 通帳 の写し	現金書留の 控え（写）
1. 単身赴任	○						
2. 学校通学	○	○		○			
3. その他	○			○			○

注1：別居申請書に「被保険者からの年間仕送り額」「年間仕送り月」を記載の上、別居申請時に仕送り証明書を添付願います。

別居は下記＜仕送り方法＞と＜仕送り基準額＞の両方満たしていること

＜仕送り方法＞

- ①別居者(全員)に継続的な仕送りが必要。
- ②送金者名義口座から受取人名義の口座に送金している事実が確認できる公的な書類の提出。
*子:16歳未満の仕送り証明書の提出は要さない。(上記①の通り仕送りは必須)
審査内容によっては16歳未満も仕送り証明書を提出していただきます。

＜注意事項＞下記方法は、仕送りとは認められません。

- ・現金手渡し
- ・送金者同一名義の口座のみでの入出金。

(例:送金者が送金者名義の口座に現金を入金し、別居者がカードでお金を引き出す方法)

※仕送り証明書類は検認(被扶養者資格調査)時に提出して頂きます。大切に保管願います。

＜仕送り基準額＞

- ③別居者の年間収入額は被保険者の年間仕送り額より少ない額であること
- ④別居者の年間収入額と被保険者の年間仕送り額の合計額は、
人事院「第28表 費目別、世帯人員別標準生計費」(出典:人事院ホームページ)の該当世帯人数費目計の年間換算額を上回っていること
* 人事院「世帯人員別標準生計費」は、毎年8月に更新有り

2.別居申請事由により認定条件が異なります。

申請事由が変更になった場合は、あらためて申請手続きを行ってください。

(例:学校通学で別居の子供→学校卒業後も別居:引続き扶養者とする場合)

3. 別世帯から同世帯に戻った場合

別居の解消手続きをしますので、同居後速やかに各事業所健保担当者へご連絡願います。